

岐阜県福祉サービス第三者評価事業評価結果表

平成 31 年 4 月 1 日改正
(平成 31 年 4 月 1 日適用)

①第三者評価機関名

NPO 法人ナルク岐阜福祉調査センター

②施設・事業所情報

名称：岐阜市立ケアホーム恵光	種別：共同生活援助
代表者氏名：時岡 優	定員（利用人数）：24（24）名
所在地：岐阜市西島町4番24-2号	
TEL：058-231-2455	Fax：058-232-4395
メールアドレス： keikou-carehome@wakokai.or.jp	ホームページ： http://www.wakokai.or.jp
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 令和4年4月	
経営法人・設置主体（法人名等）：設置主体岐阜市 運営主体社会福祉法人和光会	
職員数	常勤職員：6名 非常勤職員 15名
専門職員	（専門職の名称）
	管理者（兼務） 1名 生活支援員 7名
	事務職員（兼務） 1名 世話人 8名
	サービス管理責任者 1名
	生活支援員（兼務1） 3名
施設・設備 の概要	居室 6室 便所（1棟あたり） 2か所
	食堂 1室 洗面所 2か所
	浴室 1室

③理念・基本方針（※転載）

○理念

- ・みんなを笑顔に
- ・どんなときも、安心して笑顔で暮らせる地域社会の創造
- ・現状に満足せず挑戦し、地域をリードする

○基本方針

1. 個人の尊重
2. 自らが受けたいと思えるサービスの提供
3. 成長を楽しむ
4. 明るく、楽しく

5. チーム和光会
6. 安定した運営の継続
7. 地域社会への貢献
8. クリーン&フェア

④施設・事業所の特徴的な取組（※評価機関において記入）

●環境・立地・沿革

- ・施設は、岐阜市の北西に位置し、南には長良川、すぐ西の県道 77 号線（環状線）沿道には銀行、病院、ドラッグストア、カーショップ、多くの外食店、コンビニなどが軒を連ねている。
- ・周囲は、もとは岐阜市を代表する野菜の生産地であったが、都市計画による住宅市街地の開発が進められて、今は閑静な住宅街でもある。
- ・昭和 38 年に創立された岐阜市立第二恵光学園（知的障害者授産施設）が、平成 24 年 4 月、障害者自立支援法の施行に伴う新体系への移行の経過措置を経て、「第二恵光（生活介護、施設入所支援）」「第三恵光（生活介護、施設入所支援）」「ワークス恵光（就労継続支援 B 型）」「ケアホーム恵光（共同生活介護）」へと移行した。
- ・更に、平成 26 年の障害者総合支援法改正によりケアホーム恵光は、共同生活介護事業から、共同生活援助事業へと変更した。
- ・令和 4 年 4 月からは、地方自治法に規定する指定管理制度により岐阜市から指定された社会福祉法人和光会が管理・運営を行い、第二恵光・第三恵光の生活介護、施設入所支援事業、ワークス恵光の就労継続支援 B 型事業と、ケアホーム恵光の共同生活援助事業の 4 事業所が一体となって同一敷地、或いは隣接する敷地内で支援活動を展開している。

●施設

- ・第二恵光、第三恵光、ワークス恵光の敷地と隣接する敷地に鉄骨平屋 4 棟、597.1 m²が建設されている。各棟共に 6 居室、玄関ホール、浴室、洗面・脱衣室、トイレ（2 か所）、談話室（厨房付き）が整備されたバリアフリー仕様で、廊下幅は 2m と広く、清掃も行き届き、明るく、快適な生活空間が形成され、現在男子 6 名、女子 18 名が生活している。

●提供するサービス

- ・18 歳以上の知的障がい者で、主として夜間において、共同した生活が送れることを目的とした支援が提供されている。また、夜間は職員は不在であるが、夜間の緊急対応として、職員宅に電話を掛けられるよう配慮されている。
- ・日中は、ワークス恵光に 17 名出勤し他の利用者は外部の作業所等へ出向いている。活動サービス事業所や就労先と連絡調整をとり、充実した生活を送るための必要な支援を行っている。
- ・各棟共、2 名の世話人が交代で朝食と夕食を調理して提供している。
- ・土、日曜日には、地域の商店への買い物や外出のほか、編み物などの余暇に関わる支援も行っている。
- ・健康管理としては、日常生活上必要なバイタルチェックや服薬の管理、通院への支援

を行っている。

- ・生活に必要な食材料費、光熱水費、日用品費、小遣いなどの管理の支援を行っている。
- ・地域の自治会の活動（清掃、市民運動会など）にも積極的に参加し、地域の人との交流を図っていくための支援を行っている。

●社会資源の活用

- ・施設が市街地である立地条件を活かし、地域との交流、コンビニ・レストランの利用など、社会資源の活用に力を入れている。

●地域清掃

- ・「障がいが重くても社会参加を」というテーマで、地域清掃に取り組んでいる。ビニール袋を持ち、職員とともにゴミを拾ったり、地域の方々に挨拶をすることで、地域の方々にも利用者のことを知っていただく機会ともなっている。

●地域の散歩

- ・保護者アンケートからの要望もあり、「歩く機会をできるだけ増やす」ことを目標にしているが、多数の利用者を一度に引率することは危険を伴うので、1・2人の職員で3・4人の利用者を引率し、街を散歩するようにして、外出の楽しみ、喫茶の楽しみを満たすようにしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和6年10月1日（契約日） ～ 令和7年3月6日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	移管後は初回

⑥総評

◇特に評価の高い点

●快適な生活空間

- ・利用者へのアンケートでは、利用者全員から現在の住居に満足しているとの回答を得ている。
- ・建物は4棟、各棟に6名（現在合計24名）が生活している。全員個室であり、プライバシーは保たれている。また、バリアフリー仕様で車椅子利用者であっても支障はない。廊下幅も2mあり、採光もよく、生活しやすい空間である。

●行き届いた共同生活支援

- ・利用者の自己決定を尊重した個別支援

休日の買い物や外食など、一人ひとりの希望を聞き、外出先を決めている。理美容院も地域の店を利用し、ヘアカタログを見て髪形を決めたり、できるだけ利用者の自己決定を尊重した個別支援が行われている。

- ・利用者の自立。自立生活のための支援

掃除は、自分の部屋だけでなく共用スペースは掃除当番を決め利用者が行っている。食事のメニューも利用者たちで決めたり、食事の準備、食器洗いなども職員と一緒にしている。金銭の管理は職員が行うが、外食や、日用品の買い物をした場合にはレシ

ートを張り付け、きちんと小遣い帳をつけている。

●社会参加。地域との交流

・恵光グループ（第二・第三・ワークス恵光）と連携した地域交流会、夏祭り、恵光祭のほか、ケアホームでは島地区防災訓練や、神社、公園の清掃など地域住民との交流を定期的に行っている。

◇改善を求められる点

・第三者評価結果は良好であり、特に、本欄に記述すべき大きな改善点はなかった。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

事前提出資料作成から、保護者アンケート並びに職員アンケート結果、現地調査でのヒヤリングの中で、利用者主体の生活とはどうあるべきかを再度考えながら受審した。そして今も、これからもずっと、利用者が地域で暮らすこと、その支援の在り方を職員一同で考えながら、自立した生活が継続できるように寄り添っていきたい。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。